

高齢者向け複合施設

おもてなし館



サービス付き高齢者向け住宅
喜族の架け橋

重要事項説明書

(入居契約・生活支援サービス契約・食事提供契約)

株式会社ドリーム企画

説明者 坪田篤治

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係わる契約を締結するにあたり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. 事業主体概要

種類	法人 株式会社	
名称	(ふりがな)かぶしきかいしゃどりーむきかく 株式会社ドリーム企画	
主たる事務所の所在地・連絡先	本社:〒070-0030 旭川市宮下通11丁目3-1 TEL:0166-85-7960 FAX:0166-85-7961	
ホームページアドレス	http://www.very-group.com/	
代表者	氏名	山田春雄
	職名	代表取締役
設立年月日	平成7年4月8日	
主な実施事業	サービス付き高齢者向け住宅、訪問介護事業所、訪問看護事業所、デイサービスセンター	

2. サービス付き高齢者向け住宅の概要

(住まいの概要)

名称	(ふくがな)さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたく きぞくのかげはし サービス付き高齢者向け住宅 喜族の架け橋	
届出・登録区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅	
所在地	事業所:〒070-0030 旭川市宮下通11丁目3番1号 高齢者向け複合施設 おもてなし館 内 TEL:0166-26-5072 FAX:0166-26-0317	
主な利用交通手段	最寄駅	旭川駅
	交通手段と所要時間	JR 函館本線旭川駅から徒歩4分
連絡先	電話番号	0166-26-5072
	FAX 番号	0166-26-0317
	ホームページ	https://www.omotenashikan.com/
管理者	氏名	坪田 篤治
	職名	管理者

建物の竣工日	令和3年3月19日
事業の開始日	令和3年4月1日

3. 建物概要

土地	敷地面積	2879.57 m ²				
	所有関係	事業者が自ら所有する土地				
建物	延べ床面積	全体	4507.70 m ²			
		サ高住部分	3829.28 m ²			
	耐火構造	耐火建築物				
	構造	鉄筋コンクリート				
	用途指定	サービス付き高齢者向け住宅、デイサービスセンター、訪問介護ステーション、訪問看護ステーション、地域交流スペース				
	所有関係	事業者が自ら所有する建物				
居室の状況	居室区分	全室個室 居室総数66室 内6室は定員2名				
		相部屋 なし				
		トイレ	浴室	面積	戸数	区分
	Aタイプ	有	無	21.00m ²	36	一般居室
	Bタイプ	有	無	24.30m ²	12	一般居室
	Cタイプ	有	無	21.52m ²	12	一般居室
	Dタイプ	有	無	26.75m ²	6	一般居室
共用施設	共用便所における便房	12か所	内男女別の対応が可能な便房		4ヶ所	
			内車いす等の対応が可能な便房		2ヶ所	
	共用浴室	6か所	一般浴室		2ヶ所	
			大浴場		1ヶ所	
			チェアー浴		0ヶ所	
			リフト浴		3ヶ所	
			ストレッチャー浴		0ヶ所	
	その他					
	食堂	3階 273.0 m ² 72席				
	便所設置個所	1階:共用部(男、女、多目的)浴室内 3階:共用部(男、女、多目的) 4~9階:共用部、各居室内				
洗面設備設置個所	1階:共用部、大浴場					

		3階:共用部 4～9階:各居室内
	医務室	無
	相談室	3階:多目的室
	事務室	3階:事務室
	宿直室	3階:事務室
	洗濯室	4～9階:洗濯室
	汚物処理室	2階:汚物室
	介護・看護職員室	2階:事務室 3階:事務室
	機能訓練室	2階:(デイサービスセンター機能訓練室)
	健康・生きがい施設	2階:地域交流スペース
	外来者宿泊室	無
	入居者及び家族が利用できる調理設備	無
	エレベーター	1～3階対応 EV1基(ストレッチャー対応) 1～10階対応 EV1基(ストレッチャー対応)
消防用設備等	消火器	有
	自動火災感知設備	有
	火災通報設備	有
	スプリンクラー	有
	防火管理者	有
	防災計画	有
その他	緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置個所 ナースコール:各居室、居室内トイレ、共用トイレ、各浴室 AI見守りシステム:各居室 共用部カメラ:共用部 安否確認の方法・頻度 食事時確認、AI見守りシステム常時/居室滞在時 共用部カメラ数回/1日
	同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要	2階:デイサービスセンター「笑福の架け橋」 地域交流スペース 3階:訪問看護ステーション「安堵の架け橋」 訪問介護ステーション「やさしい手」

4. サービスの内容
(全体の方針)

事業の目的	事業所は、「旭川市設置運営指導指針」等に基づき、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者に対して良好な生活環境を提供することを目的とする
運営に関する方針	事業所は、入居者の習慣、希望を前提とした対応を心掛ける 必要に応じた生活支援サービスを提供し、その方らしい暮らしや尊厳を尊重できる質の高いサービスを提供する 事業所は、入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを利用できるよう、介護事業所や医療機関と連携を図るものとする
サービスの提供内容に関する特色	建物の統一目標である「おもてなしの心を持って対応します」を常時心掛け対応する AI 見守りシステムを完備し、入居者の状態にあった見守りを行う 併設事業所の設置により、あらゆる介護や看護の要望に対応できるよう努める 地域交流スペースの導入により、入居者の生きがいや健康増進に寄与する
入浴、排せつ又は食事の介護	無 ケアプランにより併設事業所で対応
食事の提供	委託
洗濯、掃除等の家事の供与	無 ケアプランにより併設事業所で対応
健康管理の供与	無 ケアプランにより併設事業所で対応
安否確認又は状況把握サービス	自ら実施 前ページ「その他」参照
生活相談サービス	自ら実施 3階事務所及び相談室 08:30～12:00、13:00～17:30

(生活支援サービス) ※オプションサービスは、2年契約とし更新時の変更も有り得る。

基本サービス	月額料金(税別)	15,000円	
	サービスの内容	安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の安否確認(訪問又は食事や外出の機会を利用し、安否確認を行います) (日中の時間 8:30~17:30) ・共用部カメラモニタによる確認 ・居室内 AI カメラによる緊急時の対応(ナースコールの対応含む)
		緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関やご家族又は緊急連絡先等関係者への電話連絡(事前に連絡先確認)
		行事等の案内	施設内行事等の案内
		生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の各種相談(心配事や悩み事に対する各種相談や質問を受け、入居者の相談や助言を行います) ・ご家族への近況報告
	支払い方法	入居契約書及び重要事項説明書に準ずる	
	月中途の取り扱い	入居契約書及び重要事項説明書に準ずる	
	入院等による不在時における利用料金の取り扱い	入院等長期不在時においても、基本サービスにかかわる内容については変更ないため、減額等は行わない	
オプションサービス	月額料金(税別)	Aプラン:20,000円 Bプラン:15,000円 Cプラン: 5,000円	
	サービスの内容	次表による	
	支払い方法	入居契約書及び重要事項説明書に準ずる	
	月中途の取り扱い	入居契約書及び重要事項説明書に準ずる	
	入院等による不在時における利用料金の取り扱い	入院等で不在になった日数を利用しなかった日数とし、利用しなかった日数分を日割り計算で減額する。 なお、入院した日と、退院した日は、利用しなかった日数に含まない。	
生活支援サービスの内容		別表のとおりとする。	

(食事提供サービス)

月額料金	46,500円(30日の場合、税別)
一食当たりの料金	朝:410円、昼:570円、夕:570円(税別)
支払い方法	入居契約書及び重要事項説明書に準ずる
月中途の取り扱	入居契約書及び重要事項説明書に準ずる
行事食等追加料金	場合による: 正月料理、納涼祭、寿司の日など、追加料金が発生する場合があります 周知方法: 事業者は、行事食等で追加料金が発生する場合、その発生する月の前月までに入居者へ通知するものとする
特別食・治療食の料金	別途必要: ・入居者の体調等により、調理補助食品等(とろみ材、高たんぱくゼリー、きざみ食等)が必要な場合、その補助食品にかかる費用の実費分 ・高血圧食・腎臓食・糖尿病食が必要な場合、医師の指示に基づいた治療食を提供し、これにかかる費用の実費分
委託事業者名	事業者名:株式会社 日総 北海道札幌市東区東苗穂3条3丁目1番31 電話番号:011-785-0015 道北事業部第1営業所 北海道旭川市錦町19丁目2152番地143 電話番号:0166-46-6050
	<ul style="list-style-type: none">・朝食は8時～ 昼食12時～ 夕食17時30分～ 3階食堂で提供します。・食堂での食事が難しい入居者の方は、生活支援サービスのオプションまたは、個別料金サービスで対応が可能です。・年間に数回行事食があります。行事食はメニューにより別途料金が発生する場合があります。金額については事前にお知らせいたします。・通常の食事の消費税率は8%となります。・行事食等で追加料金が発生する場合、追加分または全部分の消費税率は10%となります。・何かしらの理由で欠食する場合、3日前の午前中までにお知らせ頂ければ欠食する分の材料費をお返しさせていただきます。3日前の午前中以降は全額いただきますのでご注意ください。・発熱性消耗性疾患や感染性の疾病がある場合、各居室で食事をしていただきます。その場合、配膳、下膳、食事体制の介助のため、1食あたり30分の支援サービス(700円)をご利用いただくこととなります。・治療食または特別食(塩分調整、流動食等)が必要な場合、別途追加料金が発生いたしますので、ご相談ください。

(医療連携の内容)

医療連携		救急車の手配:有 入退院の付き添い:無(オプションサービスで対応) 通院介助:無(オプションサービスで対応) その他:オプションサービスで対応	
協力医療機関	1	名称	医療法人 中島病院
		住所	旭川市4条通16丁目1152番地
		診療科目	胃腸科、肛門科、外科、整形外科
		協力内容	緊急時の対応
		名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
		名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期入院する場合の対応等)		通院:医療機関への通院同行は、医療保険制度で給付される以外の費用、交通費について入居者負担 入院:医師の判断を基本として、入居者及びご家族とお話合いの上、希望する病院または協力医療機関からの紹介先入院 入院にかかわる費用は入居者負担 入院期間中は月額利用料のうち家賃・共益費・給食管理費・生活相談サービス料(基本)が必要	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	有
	要支援の者	有
	要介護の者	有
	次のいずれかの者 1. 単身高齢者世帯 2. 高齢者+同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事等が認めるもの)	

<p>契約解除の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者が事業者を支払うべき利用料を1ヶ月間滞納し、採算催告したにも関わらず支払いの意思がなく、未払いの期間が3ヶ月経過したとき、事業者は本契約を解除することができる 2. 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるときは、本契約を解除することができる <ol style="list-style-type: none"> (1) 居住以外の目的で本物件を使用した場合 (2) 入居契約書で禁止または制限される行為 (3) その他入居契約書に規定する入居者の義務 3. 事業者は入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正行為によって本物件に入居したときは、本契約を解除することができる 4. 事業者は、入居者の身体状況が事業者及び併設事業所の介護または看護の範囲を超えたときは、本契約を解除することができる ただし、この場合は医師の意見を聞き、一定の観察期間を経たうえで、入居者及び身元引受人の同意を得るものとする 5. 事業者または入居者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居契約書(反社会的勢力の排除)各号の確約に反する事実が判明した場合 (2) 契約締結後に自らまたは自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合 6. 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときには、入居者に対して文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができる <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居者、入居者の署名代行者・身元引受人・法廷代理人及びご家族等が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし改善の見込みがない場合
----------------	--

	<p>(2) 入居者、入居者の署名代行者・身元引受人・法廷代理人及びご家族等に粗暴な言動があり、事業者または他の入居者等とのトラブルが生じる恐れがあると事業者が判断した場合</p> <p>7. 事業者は、入居者が入居契約書第11条4項に掲げる行為を行った場合には、何らの勧告も要せずして、本契約を解除することができる</p> <p>8. 入居者は、事業者に対して退去日が属する月の30日前までに、事業者の定める退去届を事業者に提出し、退去予定日までに居室を明け渡すことで、本契約を解除することができる</p> <p>ただし、定められた期日までに退去届を提出せずに本契約を解除する場合は、入居者は事業者に違約金として1ヶ月分の基本利用料のうち家賃と管理費及び生活相談サービス料を事業者に支払うものとする</p> <p>9. 契約は次の場合に終了する</p> <p>(1) 入居者が死亡したとき</p> <p>(2) 事業者が入居契約に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき</p> <p>(3) 入居者が入居契約に基づき、退去届を事業者へ提出し、退去予定日までに居室を明け渡したとき</p> <p>(4) 天災、地変、火災その他双方の責めに帰さない事由により本物件が焼失したとき</p> <p>(5) 事業者が事業を継続することができなくなったとき</p>	
解約時の清算方法	<p>1. 入居者が入居開始可能日前に契約解除する場合には、事業者は既に受け取った金額の全額を返還するものとする</p> <p>2. 入居者からの契約の解除または入居者の死亡により契約が終了した場合、利用料のうち家賃と管理費等を受領している場合、または請求する場合、日割り計算により算出するものとする</p>	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	契約書及び上記参照
	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間	退去予定日の30日前	

入居定員	72人
その他	<p>身元引受人等の条件及び義務等：</p> <p>入居者に債務不履行があったときは、入居契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負う</p> <p>入居者の契約解除の適用を受ける場合には、入居者の身柄を引き取る責任を負うものとする</p>

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、介護サービスの提供にあたっては、入居者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行わない ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、その経過及び結果を記録するとともに、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて身元引受人・代理人等に説明するものとする 2. 事業者は、拘束の実施に当たっては、その様態及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする なお、身元引受人・代理人等から要求がある場合及び監督機関等の指示灯がある場合には、これを開示する
--------------------------	---

(浴場の使用について)

浴場の位置	<p>1 階浴場スペース</p> <p>2 階デイサービスセンター内</p>
浴場の種類及び数	<p>一般個浴:2ヶ所</p> <p>リフト個浴:3ヶ所</p> <p>リフト個浴(大型):1ヶ所</p> <p>大浴場:1ヶ所</p> <p>機械浴:1ヶ所</p>
使用可能時間	<p>要介護認定お持ちの方:</p> <p>ケアプランによる</p> <p>自立の方:</p> <p>週2回を基本に、13時から16時30分を想定していますが、入居者の介護度や入居数などにより変動します</p>

	詳しくはご相談ください
浴室の鍵の管理について	各浴室は事故防止のために、施錠しています 利用する場合は、利用前に事務所までお越しください 利用後は必ず事務所に声をお掛けください
個浴の清掃時間について	個浴の清掃は、時間をおいて随時行います 利用者同士、立て続けに利用しようとした場合、清掃が完了していない場合があります 浴室内が汚染していた場合、事務所にご連絡ください
消耗品等について	浴室内にシャンプーやせっけん等の備品は用意していません お部屋からお持ちください 施設の備品を使用したい場合、事務所にてご相談ください 施設の備品を使用する場合、使用料がかかります その他、タオル等の備品の用意もありますが、すべて有料です 詳しくは、備品料金表にてご確認ください
入浴時禁止事項	1. 酒気を帯びての利用 2. 浴槽内で体を洗うこと 3. 浴室で洗濯をすること 4. 浴室で汚物を流すこと 5. 浴室で染髪をすること 皆様で利用する施設ですので、清潔に気持ちよくご使用ください

5. 職員体制(令和6年4月1日現在)

(職種別の職員数)

管理者	1名
相談員	1名以上
サ高住「喜族の架け橋」の職員は主に相談員業務であり、介護・看護・その他サービスについては併設事業所にて行うため上記の人員体制である	

(資格を有している介護職員の人数)

介護福祉士	1名以上
サ高住「喜族の架け橋」の職員は主に相談員業務であり、介護・看護・その他サービスについては併設事業所にて行うため上記の人員体制である	

(夜勤を行う介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間:17:00~09:00	
介護員	1名以上
夜勤帯の職員については、併設事業所の訪問介護ステーション「やさしい手」の職員が兼務して在中する	

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 (表示事項)	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	前払い方式:無、選択方式:無	
	月払い方式による	
支払い方法	基本事項	入居一時金はなし 毎月の請求による支払 敷金については契約書による 振込手数料は利用者負担による 請求分を翌月27日に利用者指定口座から引き落とし(金融機関が休日の場合、翌営業日)
	家賃、共益費、給食管理費、生活支援サービス(基本)、光熱費	利用料金は翌月分を月末に請求
	生活支援サービス(オプション)、食費、介護保険利用料、備品等利用料金	利用料金は当月分を月末に請求
年齢に応じた金額設定	無	
要介護状態に応じた金額設定	無	
月の中途の入退居における利用料金の取り扱い	月の中途における入居の場合、入居予定の居室を使用した日(入居開始、または荷物の持ち込みの早いほう)を起算日とし、その月の末日までの日数を当月の利用日数として、日割り計算する 月の途中において退去の場合、その月の1日を起算日とし、居室の明け渡し日までの日数を当月の利用日数として、日割り計算する	
入院等による不在時における利用料金の取り扱い	日割りで減額:光熱費、食材費、生活支援サービス(オプション)	
	減額なし:家賃、共益費、生活支援サービス(基本)	

	清算方法については上記参照
利用料金の改定	条件:経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同業種の利用料との比較によって著しく不相当となったとき
	手続き:1ヶ月前に通知し、運営懇談会を経て利用料等を改定する

(利用料金のプラン2例)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	自立(お二人の場合)	要介護1
居室の状況	タイプ	D	A
入居時にかかる費用	敷金	128,000 円	122,000 円
	一時金	0 円	0 円
毎月かかる費用 30日/1月計算 (税別表示)	家賃	64,000 円	61,000 円
	共益費	50,000 円	25,000 円
	光熱費(居室内)	17,000 円	12,000 円
	食費	93,000 円	46,500 円
	生活支援サービス(基本)	25,000 円	15,000 円
	生活支援サービス(オプション)	0 円 (2人とも利用がない場合)	15,000 円
	合計	246,000 円	174,500 円
毎月ではないが入居中にかかる費用 (税別表示)	暖房費 10月～4月	12,000 円	8,000 円
	火災保険(家財保険)	3～4,000 円	3～4,000 円
	洗濯機利用料金	1,000 円	500 円
	仏飯(必要な場合) 毎朝分(月額)	200 円	200 円
その他	同法人であっても、他の併設事業所等にかかる費用(例:介護料、看護料)は記載していない		

※ 夫婦で入居の場合、一人が入院等で長期不在になったとしても、一人分の食材費のみ減額対象とする

退去時に要する費用 : 退去時、居室の清掃・消毒作業代として 20,000 円を頂きます。
修繕費用は、別途かかります。

7. 入居者の状況

(入居者の人数)(令和6年5月1日現在)

性別	男性	13人
	女性	52人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	13人
	85歳以上	51人
要介護度別	自立	2人
	要支援1	15人
	要支援2	8人
	要介護1	28人
	要介護2	6人
	要介護3	2人
	要介護4	3人
	要介護5	1人
入居期間別	6ヶ月未満	3人
	6ヶ月以上1年未満	3人
	1年以上5年未満	59人
	5年以上10年未満	0人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	男性 89.6歳 女性 96.8歳
入居数の合計	65人(定員72人)
入居率	90.2%

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設・高齢者施設	3人
	医療機関	3人
	死亡者	1人
	その他	0人

生前解約の状況	施設側の申し出	0人
	(解約の理由)	
	入居者の申し出	16人
	(解約の理由) 自宅・別施設への転居	

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称	サービス付き高齢者向け住宅 喜族の架け橋 相談員	
電話番号	TEL:0166-26-5072	
対応している 時間	平日	08:30～17:30
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	<p>あり:</p> <p>(内容)</p> <p>入居者が賠償を要する損害を被った場合、速やかに保険による損害賠償の手続きを取り、入居者の生命、身体及び財産を賠償する</p> <p>ただし、不可抗力による場合、入居者に過失がある場合は、施設は賠償責任を免除され、また賠償額を減免されることがある</p> <p>入居者が所有もしくは管理する財物(金品、預貯金、高価品等の財産的価値を有するもの)に係わる盗難、紛失その他の事故については一切の賠償責任を負わないこととする</p> <p>(契約の概要)</p> <p>対人:1億円、対物:1億円</p>
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときに使用する保険	施設賠償責任保険
事故対応及びその予防のための指針	<p>あり:</p> <p>(内容)</p> <p>事故発生時には、施設は以下の段階を経て事態を処理・収拾する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の緊急連絡体制に沿って主治医、医療機関へ連絡し、適切な処理を図る

	2. 指定の家族連絡先、身元引受人へ事態を報告し、対応方法を相談する また、事故についての検証を行い、今後の防止策を講じる
--	--

(非常災害対策)

非常災害対策	事業者は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う
--------	---

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	実施日	意見箱を設置している
	結果の開示	なし
	なし	
第三者による評価の実施状況	実施日	なし
	評価機関の名称	
	結果の開示	なし
	なし	

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規定	公開していない
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10. その他

運営懇談会	あり
登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

令和3年度第1版

令和5年度第2版

説明年月日 年 月 日

私は、サービス付き高齢者向け住宅「喜族の架け橋」への入居、生活支援サービス、食事提供に係る契約を締結するにあたり、契約書及び重要事項説明書の説明を受けました。

氏名 _____